

広島市総合計画審議会の運営方針等について（案）

1 専門部会の設置

- (1) 中核課題や重点的な対応策など総合計画の立案に関する専門的審議を行うため、広島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に次の専門部会を設置する。
 - ア 第一専門部会（所管：都市基盤、経済、観光など）
 - イ 第二専門部会（所管：保健、医療、福祉、教育、労働など）
 - ウ 第三専門部会（所管：平和、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ、安全・安心など）
- (2) 委員全員（25 人）が上記のいずれかの専門部会に所属するとともに、各専門部会に専門委員（20 人）を配置する。なお、その所属先及び正副部会長は審議会の会長が定める。
- (3) 必要に応じ、正副部会長会議などを開催する。

2 会議の公開等

(1) 会議の公開

審議会及び専門部会（以下「審議会等」という。）の会議は、原則として公開により行う。ただし、必要があると認めるときは、委員及び専門委員の同意を得た上で、非公開により行うことができる。

(2) 広島市ホームページ等による情報の公開

- ア 審議会等の委員名簿や開催状況等を広島市ホームページ等により公開する。
- イ 審議会等の会議の終了後、会議要旨を作成し、広島市ホームページ等により公開する。

3 審議会等の開催スケジュール及び主な審議内容（予定）

平成 30 年(2018 年)2 月 5 日	広島市総合計画改定の諮問等（第 1 回審議会）
平成 30 年(2018 年)5 月頃	中核課題の確定、重点的な対応策等の審議（第 2 回審議会）
平成 30 年(2018 年)7 月頃	重点的な対応策等の審議（第 1 回専門部会）
平成 30 年(2018 年)9 月頃	同上（第 2 回専門部会）
平成 30 年(2018 年)11 月頃	同上（第 3 回専門部会）
平成 31 年(2019 年)1 月頃	基本構想及び基本計画の骨子案の審議（第 3 回審議会）
平成 31 年(2019 年)7 月頃	基本構想及び基本計画の素案の審議（第 4 回審議会）
平成 31 年(2019 年)12 月頃	基本構想及び基本計画案の審議（答申案の決定）（第 5 回審議会）
平成 32 年(2020 年)3 月頃	答申

4 その他の取組

(1) 区まちづくり懇談会の設置

平成 30 年度(2018 年度)から平成 31 年度(2019 年度)まで、各区役所にまちづくり懇談会を設置し（各区 15 人程度）、特色ある区のまちづくりの方向性について検討する（4 回程度開催）。

(2) 市民まちづくりアンケート調査の実施

平成 29 年(2017 年)10 月 24 日から 12 月 1 日まで、広島市内に住む満 18 歳以上の男女 10,000 人（外国人を含む。）を対象にアンケート調査を実施し、3,685 人から回答を得た（調査結果は平成 30 年(2018 年)3 月に公表予定）。